

食品表示に関する 制度について

平成21年8月20日

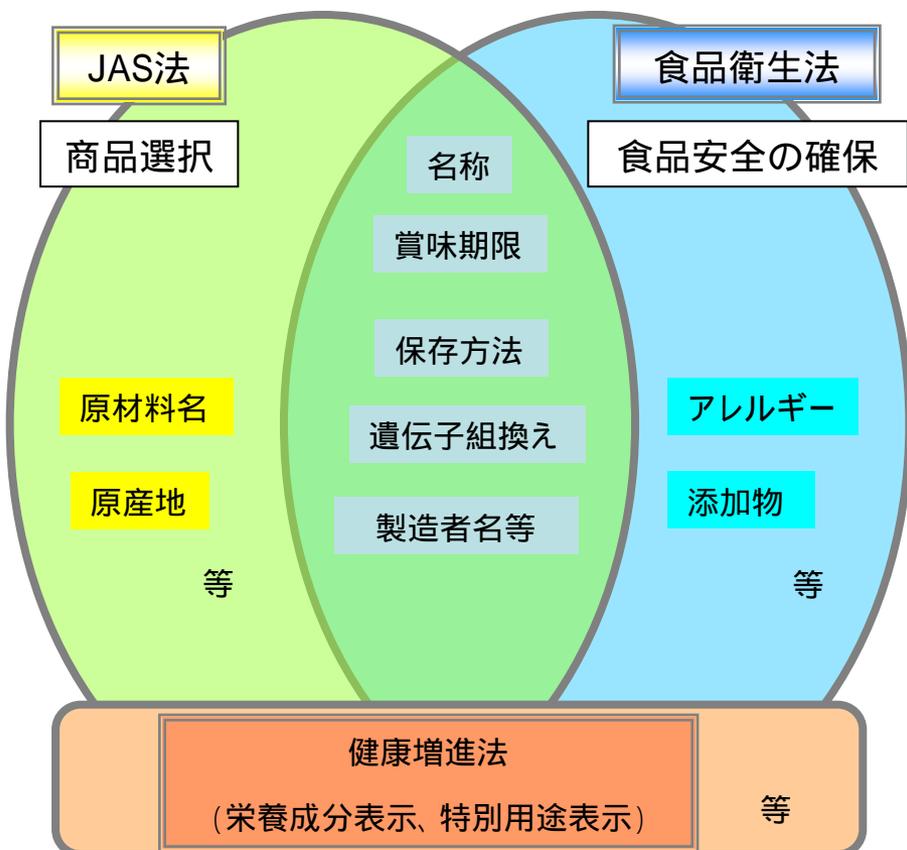
消費者庁・消費者委員会設立準備室
食品表示担当

食品表示に関する制度

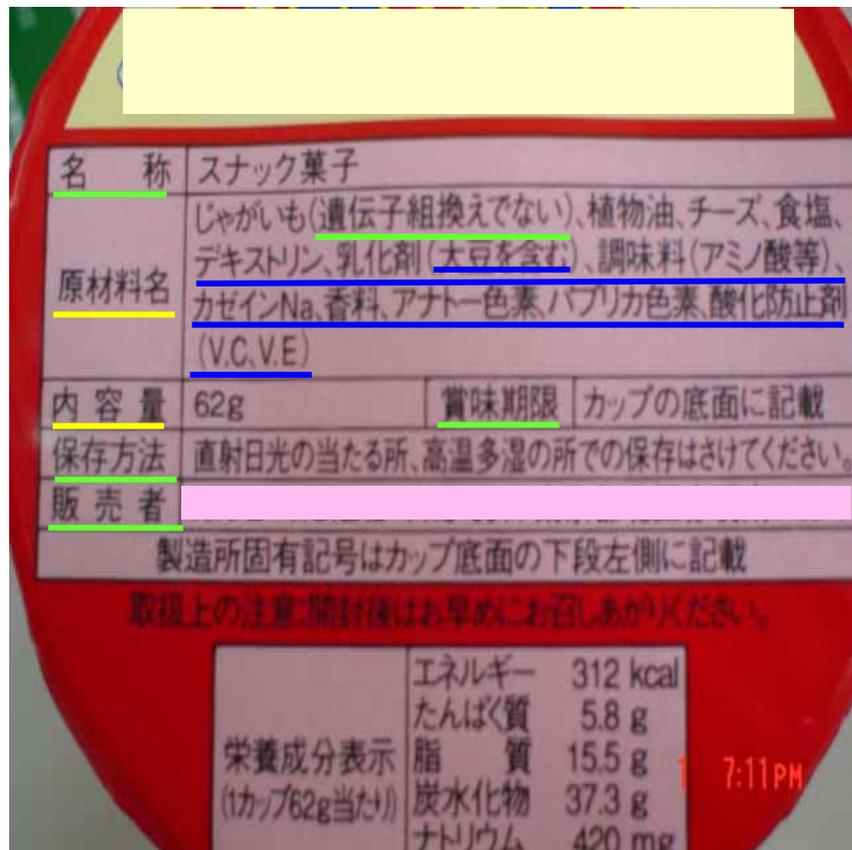
食品表示に関し、消費者庁が担当する法律には、次のようなものがある。

- 食品衛生法…………… 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること
- JAS法…………… 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること
- 健康増進法…………… 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



実際の表示例



このほか、景品表示法(虚偽、誇大な表示の禁止)、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な計量の実施を確保)なども食品表示に関係します。

食品表示の基準について

< JAS法 >

すべての飲食料品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品 品質表示基準

野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。

- ・玄米及び精米品質表示基準
 - ・水産物品質表示基準
 - ・しいたけ品質表示基準
- 計 3品目

加工食品 品質表示基準

生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食料品。

- 個別品目ごとの品質表示基準
(例)野菜冷凍食品
農産物漬物
うなぎ加工品
ソーセージ 等
- 48品目

遺伝子組換え食品品質 表示基準

大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務づけ

< 食品衛生法 >

販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (第7条)

牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

食品衛生法施行規則 (別表3)

- ・マーガリン
 - ・清涼飲料
 - ・食肉製品
 - ・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン
 - ・冷凍食品
 - ・容器包装詰加圧加熱殺菌食品
 - ・食肉、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの
 - ・容器包装に入れられた加工食品
- 等

< 健康増進法 >

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示

特定保健用食品 (個別許可型)

- 特定の保健の用途の表示
(便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪etc)
 - ・栄養成分含有表示
 - ・栄養成分機能表示
 - ・注意喚起表示
- H21.8.1現在868件

特別用途食品

- 特別の用途の表示
 - ・許可基準型 (低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)
 - ・個別評価型 (妊産婦、授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、えん下困難者用食品)
- H21.8.1現在519件

栄養表示基準

任意表示

(主要栄養成分 + 熱量 + 表示希望成分)

栄養機能食品 (規格基準型)

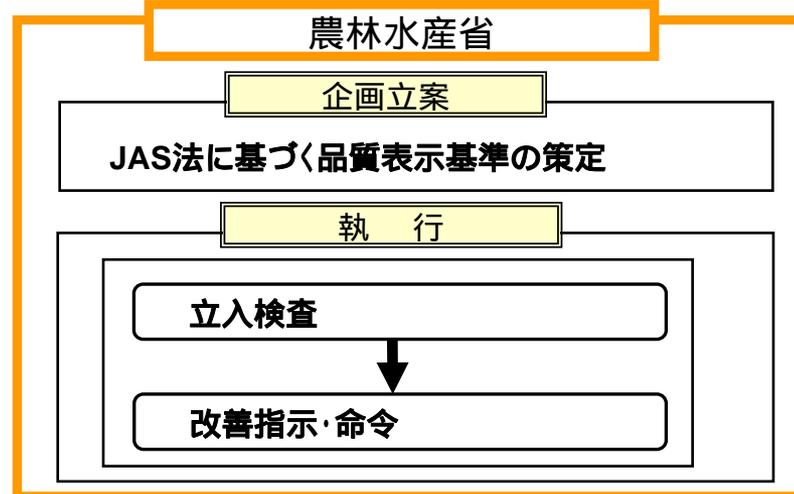
(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

- ・栄養成分含有表示
- ・栄養成分機能表示
- ・注意喚起表示

現在の食品表示業務について

食品衛生法、JAS法に基づく表示基準等については、厚生労働省・農林水産省が連携して「食品の表示に関する共同会議」を開催し、審議。

健康増進法に基づく表示基準については、薬事・食品衛生審議会において審議。



諮問

答申

食品の表示に関する共同会議
(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部
会食品表示調査会及び農林物資規格調査会表
示小委員会)

食品衛生法に基づく食品、添加物の表示基準、
JAS法に基づく品質表示基準の検討を公開で行う。
(H20実績: 8回)

消費者、事業者、学識経験者等の委員から構成
これまでの成果として、

- ・期限表示の統一 (審議回数: 4回)
- ・原料原産地義務表示対象の拡大 (28回)
- ・GMO表示義務対象の拡大 (8回)
- ・アレルギー表示義務対象の拡大 (6回)

など。 **報告** **報告**

農林物資規格調査会

薬事・食品衛生審議会食
品衛生分科会表示部会

新開発食品評価第一調査会
新開発食品評価第二調査会

特定保健用食品の安全性及び効果の調査審議
を行う。(H20実績: 各4回)

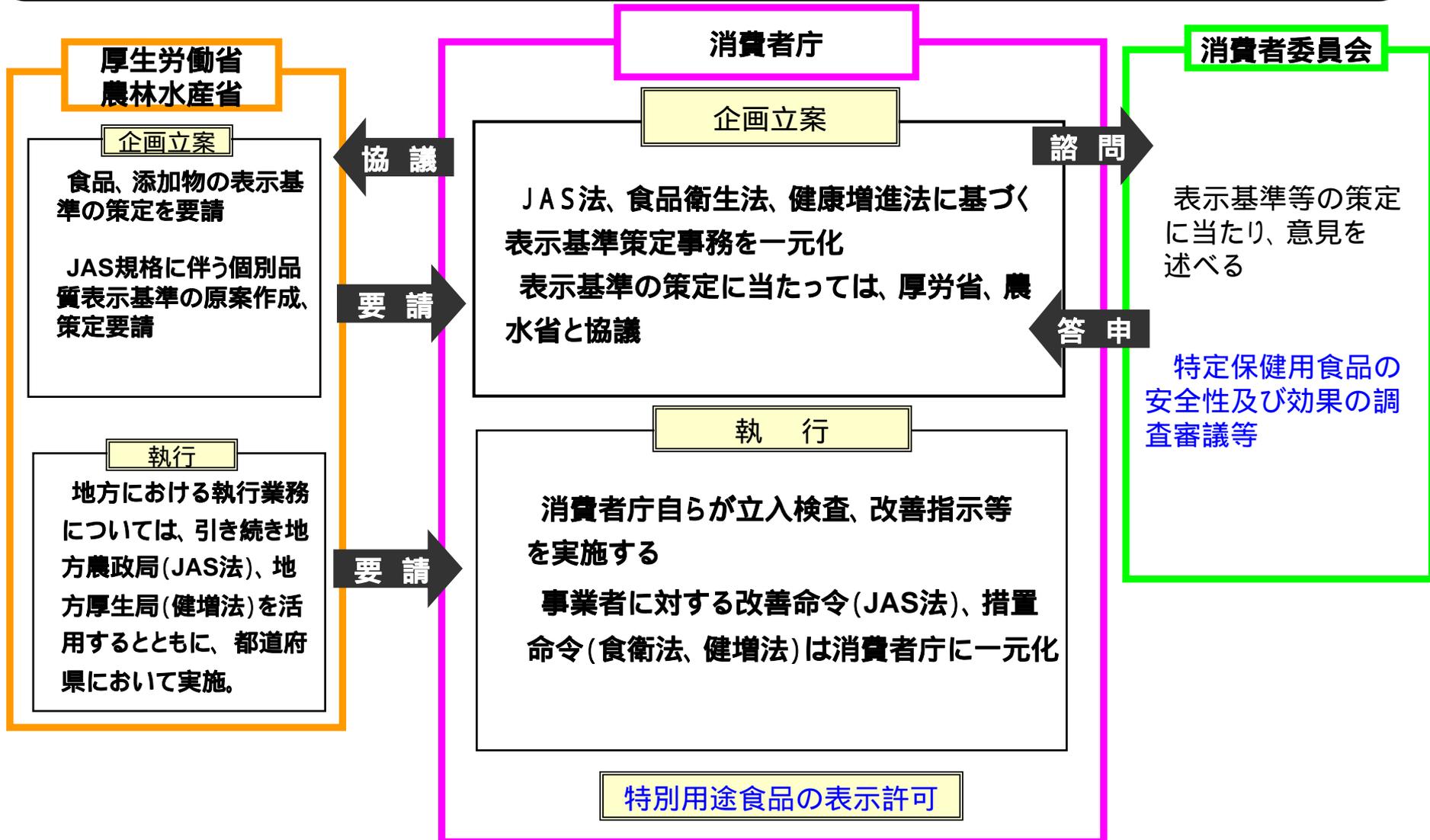
学識経験者等の委員から構成
これまでの成果として、

- ・特別用途表示等に係る規格等の作成
- ・特定保健用食品の表示許可

など。 **報告** 薬事・食品衛生審議会食品衛生分
科会新開発食品調査部会

消費者庁設立後の食品表示業務について

消費者庁では、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示規制にかかる事務を一元的に所掌。
表示基準等の企画立案は消費者庁が担当。
執行業務は関係省庁と連携して実施。



消費者委員会の審議事項について

JAS法、食品衛生法に基づく表示基準等の立案に当たっては、消費者委員会の意見を聴いて策定。
健康増進法に基づく特定保健用食品の表示の許可申請に対しては、消費者委員会において安全性及び効果につき調査審議を行って許可。

< 主な審議事項 >

食品表示関係

審議事項:

一般消費者向けに販売される飲食料品につき、名称、原材料、原産地等の表示の基準を定める際に意見を述べること。

販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとする際に意見を述べること。

当面のテーマ:

ルール作り

- ・品質表示基準などの見直しの考え方(方針)
- ・品質表示基準などの見直しに当たっての透明性の確保(手続き)

個別品目の検討

- ・JAS規格見直しに伴う個別の品質表示基準の見直し
(H21中にチルドハンバーグ品質表示基準、チルドミートボール品質表示基準などの見直しを予定)
- ・新たな遺伝子組換え食品

新開発食品関係

審議事項:

販売の用に供する食品につき、特別の用途に適する表示をしようとする者が許可を受ける際に、安全性・有効性について調査審議すること。

特別用途食品について、健康被害が発生した場合の許可取消等。

当面のテーマ:

個別の許可申請について、ヒトでの有効性、安全面、栄養面の問題、製品規格への適合性、品質管理等を審査。
(現在までに厚生労働省が受理し、審査中の案件(64件))

食品表示に関する国際的ルール

WTOのTBT協定では、加盟国が強制規格を策定する場合は、国際規格を基礎として用いることとされている。

食品表示については、コーデックス規格が国際規格と認識されており、各国の表示制度はこれに準拠。

WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」 (TBT協定)

第2条

2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。(以下略)

2.4 加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

包装食品の表示に関するコーデックス一般規格

- 4 包装食品の義務的表示
 - 4.1 食品の名称
 - 4.2 原材料一覧(アレルギー表示含む)
 - 4.3 正味量及び固形量
 - 4.4 事業者の名前及び住所
 - 4.5 原産国
 - 4.6 ロット識別
 - 4.7 日付表示及び保存方法
 - 4.8 使用上の注意

コーデックスとは：FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的。181の国＋ECが参加（2009年2月現在）。

過去のTBT協定違反事案

<イワシに関するラベリング規制(EC)>

1989年に、ECが缶詰イワシに関し、EU域内ではマイワシから製造されたものに限り、「イワシ」との表示を付して販売することができるとする規則を定めた。

これに対し、ペルーがコーデックス規格、TBT協定違反であると提訴。

WTOパネルは消費者の混乱をもたらすというECの主張を否定し、TBT違反と裁定。(2002年)

食品表示に係る各機関の連携について

食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

内閣府

公正取引
委員会

厚生労働省

農林水産省

警察庁

円滑な実施の
ためのサポート
等

<消費者庁設置後>

消費者庁
がメンバー
に加入

消費者庁
(食品表示課)

(消費者庁設置に伴うメンバーの整理も併せて行う。)

景品表示
法担当
部局

食品衛生
法担当
部局

JAS法
担当部局

県警本部

関係する都道府県の機関

地方農政事務所
公正取引事務所
地方厚生局
等

国の出先機関

消費生活セ
ンター等が
メンバーに
加わることを
期待。

消費生活センター
等

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。

食品表示監視協議会(地方レベル)